七四六」に、「四・四四一」を「四・四四七」に、「四・一五七」を「四・一六三」に、「三・八八九」を「三・八九三」に、「三・六三四」を「三・六三八」に、「三・三九二」を「三・三九七」に、「三・一六七」を「三・一七二」に、「二・五四五」を「二・五四九」に、「二・九四六」を「二・九五〇」に、「二・七四〇」を「二・七四四」に、「二・三六一」を「二・三六四」に、「二・一八五」を「二・一八九」に、「二・〇一九」を「二・〇二二」に、「一・八六二」を「一・八六五」に、「一・七一三」を「一・七一五」に、「一・五七一」を「一・五七四」に、「一・四三七」を「一・四四〇」に、「一・三一三」を「一・三一六」に、「一・一九〇」を「一・一九二」に、「一・〇七六」を「一・〇七八」に、「〇・九六七」を「〇・九六九」に、「〇・八六五」を「〇・八六七」に、「〇・七六八」を「〇・七六九」に、「〇・六七五」を「〇・六七七」に、「〇・五八八」を「〇・五九〇」に、「〇・五〇七」を「〇・五〇九」に、「〇・四二七」を「〇・四二八」に、「〇・三五二」を「〇・三五四」に、「〇・三〇二」を「〇・三〇四」に、「〇・二五〇」を「〇・二五二」に、「〇・二〇二」を「〇・二〇四」に、「〇・一五六」を「〇・一五七」に、「〇・一三九」を「〇・一四〇」に、「〇・一二三」を「〇・一二四」に、「〇・一〇三」を「〇・一〇五」に、「〇・〇八五」を「〇・〇八六」に、「〇・〇六九」を「〇・〇七〇」に、「〇・〇五四」を「〇・〇五五」に、「〇・〇四二」を「〇・〇四三」に、「〇・〇二九」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二一」を「〇・〇二三」に、「〇・〇一四」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成二十九年度	〇・〇〇一

別表第二中「四・九五四」を「四・九八四」に、「四・六五五」を「四・六八三」に、「四・二九五」を「四・三二一」に、「三・九二一」を「三・九四五」に、「三・七三六」を「三・七六〇」に、「三・四四三」を「三・四六五」に、「三・二二七」を「三・二四八」に、「三・〇六五」を「三・〇八五」に、「二・八六〇」を「二・八七九」に、「二・六六九」を「二・六八七」に、「二・〇五五」を「二・〇七〇」に、「二・二〇五」を「二・二二一」に、「二・〇五五」を「二・〇七〇」に、「一・七三五」を「一・七四九」に、「一・二二〇」を「一・二三一」に、「〇・九八八」を「〇・九九八」に、「〇・九八一七」を「〇・八二六」に、「〇・六八一」を「〇・六八九」に、「〇・六一三」を「〇・六二一」に、「〇・五五五」を「〇・五六三」に、「〇・四四四」を「〇・四五一」に、「〇・三七七」を「〇・三八四」に、「〇・三三九」を「〇・三四六」に、「〇・三一四」を「〇・三二一」に、「〇・二八五」を「〇・二九一」に、「〇・二六〇」を「〇・二六六」に、「〇・二五二」を「〇・二五八」に、「〇・二四二」を「〇・二四八」に、「〇・二一四」を「〇・二二〇」に、「〇・一七八」を「〇・一八四」に、「〇・一四〇」を「〇・一四六」に、「〇・一二二」を「〇・一二八」に、「〇・一〇八」を「〇・一一三」に、「〇・一〇〇」を「〇・一〇五」に、「〇・〇九九」を「〇・一〇四」に、「〇・〇七九」を「〇・〇八五」に、「〇・〇七三」を「〇・〇七八」に、「〇・〇七〇」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五五」を「〇・〇六〇」に、「〇・〇五一」を「〇・〇五六」に改め、同表に次のように加える。

平成二十七年度	〇・〇二八

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「この項」を「この条」に改め、「のうち昭和十三年四月一日以前に生まれた者」を削り、「平成三十一年度に」を「令和二年度に」に改め、「（次項において「平成三十一年度従前額改定率」という。）」を削り、同項の表平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）のうち、昭和十三年四月二日以後に生まれた者の項を削り、同条第二項を削る。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「〇・九九九」を「一・〇〇一」に改める。

第二条の見出し中「平成三十一年度及び平成三十二年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条第一項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「〇・九六五」を「〇・九七三」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和三年度」に、「〇・九七三」を「〇・九七七」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条の表中「四九、二三〇円」を「四九、六二〇円」に、「九八、四六〇円」を「九九、二四〇円」に、「一四七、六九〇円」を「一四八、八六〇円」に、「一九六、九二〇円」を「一九八、四八〇円」に、「二四六、一〇〇円」を「二四八、一〇〇円」に、「二九五、三八〇円」を「二九七、七二〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

第六条の見出し中「平成三十一年度」を「令和二年度」に改め、同条第一項中「平成三十一年度」を「令和二年度」に、「一・〇〇〇」を「一・〇〇二」に、「昭和十三年四月二日」を「同月二日」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に改め、同条第二項の表中「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に改め、同表に次のように加える。

令和二年四月から令和三年三月まで	〇・八九九

別表第一第一号の表中「一三・九五八」を「一三・九八六」に、「一三・六五八」を「一三・六八六」に、「一三・四六八」を「一三・四九五」に、「一一・一三九」を「一一・一六一」に、「一〇・二九八」を「一〇・三一九」に、「九・二九七」を「九・三一六」に、「八・五四〇」を「八・五五七」に、「七・八四七」を「七・八六三」に、「六・八六九」を「六・八八三」に、「六・三〇九」を「六・三二二」に、「六・一三八」を「六・一五〇」に、「五・四二九」を「五・四四〇」に、「四・一四九」を「四・一五七」に、「三・六〇六」を「三・六二六」に、「二・六四〇」を「二・六五五」に、「二・二五三」を「二・二四九」に、「一・八五九」を「一・八六三」に、「一・七一〇」を「一・七一三」に、「一・六二〇」を「一・六二三」に、「一・四五九」を「一・四六二」に、「一・三四一」を「一・三五八」に、「一・二九〇」を「一・三〇三」に、「一・二二三」を「一・二三九」に、「一・一八九」を「一・二〇六」に、「一・一六〇」を「一・一七六」に、「一・〇九〇」を「一・一〇六」に、「一・〇三九」を「一・〇五五」に、「一・〇一二」を「一・〇二八」に、「〇・九九二」を「〇・一〇八」に、「〇・九八二」を「〇・一〇八」に、「〇・九七九」を「〇・一〇五」に、「〇・九五七」を「〇・一〇三」に、「〇・九五四」を「〇・一〇〇」に、「〇・九五三」を「〇・九九九」に、「〇・九四三」を「〇・九九九」に、「〇・九三八」を「〇・九九四」に、「〇・九二五」を「〇・九八一」に、「〇・九一九」を「〇・九七五」に、「〇・九〇四」を「〇・九七〇」に、「〇・八九九」を「〇・九六五」に、「〇・八九二」を「〇・九六〇」に、「〇・八八五」を「〇・九五三」に、「〇・八八二」を「〇・九五〇」に、「〇・八七九」を「〇・九四七」に、「〇・八七四」を「〇・九四二」に、「〇・八六九」を「〇・九三七」に、「〇・八六六」を「〇・九三四」に、「〇・八六三」を「〇・九三一」に、「〇・八五九」を「〇・九二七」に、「〇・八五六」を「〇・九二四」に、「〇・八五三」を「〇・九二一」に、「〇・八五〇」を「〇・九一八」に、「〇・八四七」を「〇・九一五」に、「〇・八四四」を「〇・九一二」に、「〇・八四一」を「〇・九〇九」に、「〇・八三八」を「〇・九〇六」に、「〇・八三五」を「〇・九〇三」に、「〇・八三二」を「〇・九〇〇」に、「〇・八二九」を「〇・八九七」に、「〇・八二六」を「〇・八九四」に、「〇・八二三」を「〇・八九一」に、「〇・八二〇」を「〇・八八八」に、「〇・八一七」を「〇・八八五」に、「〇・八一四」を「〇・八八二」に、「〇・八一一」を「〇・八七九」に、「〇・八〇八」を「〇・八七六」に、「〇・八〇五」を「〇・八七三」に、「〇・八〇二」を「〇・八七〇」に、「〇・七九九」を「〇・八六七」に、「〇・七九六」を「〇・八六四」に、「〇・七九三」を「〇・八六一」に、「〇・七九〇」を「〇・八五八」に、「〇・七八七」を「〇・八五五」に、「〇・七八四」を「〇・八五二」に、「〇・七八一」を「〇・八四九」に、「〇・七七八」を「〇・八四六」に、「〇・七七五」を「〇・八四三」に、「〇・七七二」を「〇・八四〇」に、「〇・七六九」を「〇・八三七」に、「〇・七六六」を「〇・八三四」に、「〇・七六三」を「〇・八三一」に、「〇・七六〇」を「〇・八二八」に、「〇・七五七」を「〇・八二五」に、「〇・七五四」を「〇・八二二」に、「〇・七五一」を「〇・八一九」に、「〇・七四八」を「〇・八一六」に、「〇・七四五」を「〇・八一三」に、「〇・七四二」を「〇・八一〇」に、「〇・七三九」を「〇・八〇七」に、「〇・七三六」を「〇・八〇四」に、「〇・七三三」を「〇・八〇一」に、「〇・七三〇」を「〇・七九八」に、「〇・七二七」を「〇・七九五」に、「〇・七二四」を「〇・七九二」に、「〇・七二一」を「〇・七八九」に、「〇・七一八」を「〇・七八六」に、「〇・七一五」を「〇・七八三」に、「〇・七一二」を「〇・七八〇」に、「〇・七〇九」を「〇・七七七」に、「〇・七〇六」を「〇・七七四」に、「〇・七〇三」を「〇・七七一」に、「〇・七〇〇」を「〇・七六八」に、「〇・六九七」を「〇・七六五」に、「〇・六九四」を「〇・七六二」に、「〇・六九一」を「〇・七五九」に、「〇・六八八」を「〇・七五六」に、「〇・六八五」を「〇・七五三」に、「〇・六八二」を「〇・七五〇」に、「〇・六七九」を「〇・七四七」に、「〇・六七六」を「〇・七四四」に、「〇・六七三」を「〇・七四一」に、「〇・六七〇」を「〇・七三八」に、「〇・六六七」を「〇・七三五」に、「〇・六六四」を「〇・七三二」に、「〇・六六一」を「〇・七二九」に、「〇・六五八」を「〇・七二六」に、「〇・六五五」を「〇・七二三」に、「〇・六五二」を「〇・七二〇」に、「〇・六四九」を「〇・七一七」に、「〇・六四六」を「〇・七一四」に、「〇・六四三」を「〇・七一一」に、「〇・六四〇」を「〇・七〇八」に、「〇・六三七」を「〇・七〇五」に、「〇・六三四」を「〇・七〇二」に、「〇・六三一」を「〇・六九九」に、「〇・六二八」を「〇・六九六」に、「〇・六二五」を「〇・六九三」に、「〇・六二二」を「〇・六九〇」に、「〇・六一九」を「〇・六八七」に、「〇・六一六」を「〇・六八四」に、「〇・六一三」を「〇・六八一」に、「〇・六一〇」を「〇・六七八」に、「〇・六〇七」を「〇・六七五」に、「〇・六〇四」を「〇・六七二」に、「〇・六〇一」を「〇・六六九」に改め、同表に次のように加える。

令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九三八